

## 賛助会員入会のご案内

平素は一般社団法人 沖縄県認知症グループホーム協会の活動にご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当協会は、当協会の目的に賛同し、その事業を推進、応援して下さる個人又は団体の賛助会員を募集しております。

ご入会についてご検討頂きますようご案内申し上げます。

一般社団法人 沖縄県認知症グループホーム協会 会長

### 賛助会員のなっただくとご希望があった場合

- 年間 10 回程度、研修会の案内通知の際、当協会事業所へ御社の宣伝・広告（パンフレット等）物を郵送もしくはメールすることができます。
- 研修会及びグループホーム大会の配布資料に賛助会員のパンフレット等を一緒に配布することができます。
- 協会が主催する研修等においてパンフ等の配布希望がある場合には優先的に利用することができます。

### ○申し込み方法

・別紙申込用紙記入の上ご提出下さい。

・提出先：Mail [Okigh2017@gmail.com](mailto:Okigh2017@gmail.com)（申込用紙を添付して送信）

FAX 098-923-2728

〒903-0904

沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 373 番地 1

沖縄県総合福祉センター小規模団体室

TEL：080-6494-2018 / FAX：098-923-2728

<https://www.gh-okinawa.com/>

mail：[Okigh2017@gmail.com](mailto:Okigh2017@gmail.com)

## **一般社団法人 沖縄県認知症グループホーム協会とは**

当協会は、会員の相互連携の精神に基づき様々な事業を行なうことで認知症グループホーム事業の健全な運営と質の向上を通じて、沖縄県における福祉の増進に寄与することを目的とし平成 14 年 6 月に設立されました。

当協会は、沖縄県内の認知症グループホーム 80 事業所（令和 5 年 6 月現在）と、協会の目的にご賛同してくださる賛助会員とで構成されています。

設立以来、福祉の増進に関する活動に注力し、ご利用者への介護サービス向上のための研修等の活動を続け、更に活動を活発化させてきています。

これらの活動は、行政および福祉業界等の各種団体とも連携しながら進められ、情報発信をするとともに会員事業所の事業活動を推進しています。

### **1. 理念**

認知症グループホーム事業所相互が連携を図り、介護サービス向上のための調査・研究・研修等を行うことにより、認知症グループホーム事業の健全な運営と質の向上を通じて沖縄県における福祉の増進に寄与する。

### **2. 会員数**

80 事業所（令和 5 年 6 月現在）

### **3. 沿革**

平成 14 年 6 月 「沖縄県グループホーム連絡」会 発足

平成 29 年 4 月 一般社団法人へ法人化。

名称を「一般社団法人 沖縄県認知症グループホーム協会」へ変更。

### **4. 活動内容**

福祉の増進に関する研修・教育事業

福祉の増進に関する広報・渉外事業

福祉の増進に関する調査・研究事業

行政その他関係団体との連携及び協力に関する事業

支部活動事業

### **5. 会員資格**

沖縄県内の認知症グループホーム事業所

## 一般社団法人 沖縄県認知症グループホーム協会賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県認知症グループホーム協会（以下「当協会」と略す）定款第5条に規定する賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 協会の目的に賛同し、その事業を推進しようとする個人又は団体とする。

### (賛助会員の特典)

第3条 当協会は、第1条の目的を達成するため賛助会員に対して次の協力を行う。

- (1) 年間10回程度、当協会事業所へ賛助会員の宣伝・広告（パンフレット等）物を郵送もしくはメールにて通知する。（希望がある場合）
- (2) 研修会及びグループホーム大会の配布資料に賛助会員のパンフレット等を一緒に配布する。
- (3) 当協会が主催する研修会等において展示の希望がある場合には優先的に利用することができる。
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な協力をを行う。

### (賛助会員の入会)

第4条 賛助会員の入会を希望する者は、別紙様式の入会申込書を会長に提出し理事会の承認を経て当協会の賛助会員となることができる。

### (賛助会員の会費)

第5条 賛助会員の会費は次の通りにする。

賛助会員 年会費1万円/1口

2 会員資格は各年度とする。

### (賛助会員の資格の喪失)

第6条 賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当協会に所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき、もしくは失踪宣言を受けたとき。
- (3) 年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (賛助会員の退会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、定款第8条により別紙様式の退会届を会長に提出しなければならない。

(賛助会員の除名)

第8条 当協会定款第9条の規定に基づき賛助会員を除名することができる。

(その他)

第9条 賛助会員について本規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

一般社団法人 沖縄県認知症グループホーム協会賛助会員入会基準に係る規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県認知症グループホーム協会（以下「当協会」と略す）定款第5条に規定する賛助会員の入会基準について必要な事項を定めるものとする。

(入会基準)

第2条 入会を承認する個人又は団体の基準は、この項に定めるところによる。

- (1) 当協会役員（理事・監事）が勤務する職場
- (2) 医療保健福祉に関する専門職団体
- (3) 県内介護福祉士養成学校
- (4) 県内保健福祉関係団体
- (5) その他当協会と日常的に協力関係にある法人
- (6) その他当協会と協力関係にある業者

2 入会を否認する個人又は団体の基準は、この項に定めるところによる。

(1) 過去に県・市町村から指定の取消・指定の効力の全部又は一部停止の行政処分を受けた者及び団体並びに関係者及び関係団体

(2) 過去に県・市町村からの報告等（実地検査）により改善勧告を受けているにも関わらずその後の具体的な改善に向けた取り組みを行わない者及び団体並びに関係者及び関係団体

(3) 雇用保険・社会保険等労働基準法を遵守していない者及び団体並びに関係者及び関係団体

(4) 現在又は過去において、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等に該当する者（以下これらを「暴力団員等」という。）

(6) 暴力団員等が経営を支配していると認められる団体

(7) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる団体

(8) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体

3 第1項及び第2項の規定によらないものは、別途理事会において入会の認否を協議する。

(その他)

第3条 本規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(社) 沖縄県認知症グループホーム協会・賛助会員入会申込書 (団体用)

申込 年月日	
団体名	
代表者名 (振り仮名)	
住所	〒
電話	
電話 (携帯)	
FAX	
Mail アドレス	
HP アドレス	
その他	

○年会費は 10,000 円/1 口です。

○継続会費は年度初め 5 月までに下記振込先へお振込をお願いします。

○振込先

銀行名	支店名	店番	口座番号	口座名
沖縄銀行	安慶名支店	314	1852993	一般社団法人 沖縄県認知症グループホーム協会 代表理事 宮城玲於奈 (ミヤギレオナ)

○賛助会員とは

当協会の目的に賛同し、事業に協力の意思のある方を対象としています。

当協会の会員と同様に、各種のご案内をメールにてお知らせし、当協会の主催する研修や事業に参加する事ができます。

総会における議決権はありません。

(社) 沖縄県認知症グループホーム協会・賛助会員入会申込書 (個人用)

申込 年月日	
氏名 (振り仮名)	
生年月日	
現住所	〒
電話	
電話 (携帯)	
FAX	
Mail アドレス	
勤務先 名称	
勤務先 住所	〒
その他	

○年会費は 10,000 円/1 口です。

○継続会費は年度初め 5 月までに下記振込先へお振込をお願いします。

○振込先

銀行名	支店名	店番	口座番号	口座名
沖縄銀行	安慶名支店	314	1852993	一般社団法人 沖縄県認知症グループホーム協会 代表理事 宮城玲於奈 (ミヤギレオナ)

○賛助会員とは

当協会の目的に賛同し、事業に協力の意思のある方を対象としています。

当協会の会員と同様に、各種のご案内をメールにてお知らせし、当協会の主催する研修や事業に参加する事ができます。

総会における議決権はありません。